臨時的任用職員の勤務条件について

　【勤務時間・休日等】

　　・変更点なし

　【年次休暇】

　　・任期付職員に準ずる

|  |  |
| --- | --- |
| 任　用　の　期　間 | 年次休暇付与日数 |
| 11月を超え１年以下の期間 | 20日 |
| 10月を超え11月に達するまでの期間 | 18日 |
| ９月を超え10月に達するまでの期間 | 17日 |
| ８月を超え９月に達するまでの期間 | 15日 |
| ７月を超え８月に達するまでの期間 | 13日 |
| ６月を超え７月に達するまでの期間 | 12日 |
| ５月を超え６月に達するまでの期間 | 10日 |
| ４月を超え５月に達するまでの期間 | 8日 |
| ３月を超え４月に達するまでの期間 | 7日 |
| ２月を超え３月に達するまでの期間 | 5日 |
| １月を超え２月に達するまでの期間 | 3日 |
| １月に達するまでの期間 | 2日 |

　【特別休暇】

　　全て有給とする。取得日数、取得要件についても本務と同様。

　　・取得可能となるもの（現行取得不可）

　　　▶配偶者分べん休暇　▶育児参加休暇　▶ドナー休暇

　　・無給→有給になるもの

　　　▶結婚休暇　▶妊娠障害休暇　▶産前休暇　▶産後休暇　▶育児時間休暇

　　・取得日数が本務と同等になるもの

　　　▶夏季休暇　▶忌引休暇　▶育児時間休暇　▶子の看護休暇　▶短期介護休暇

【介護休暇・介護時間】

　　　・新設。取得要件等について本務職員と同様。給与は無給。

　【育児休業】

　　　・変更点なし （育児部分休業のみ取得可能）

　　　　育児休業、育児短時間勤務については地方公務員育児休業法上取得不可

【病気休暇】

　　　・変更点なし

【職務免除】

　・ボランティア職免を除き変更点なし

　　ボランティア職免については、任用期間６月につき２日付与とする。